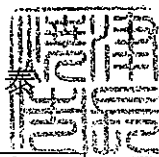


焼津市告示第294号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市の区域内に次の土地があらたに生じたことを確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更することについて、静岡県事務処理特例条例（平成11年静岡県条例第56号）の規定により告示する。

平成22年12月17日

焼津市長 清水 泰



あらたに生じたことを確認した土地	左の土地を編入する区域	面積
大字小川字曾下ノ島3392番9地先から字汐入3773番2地先までの公有水面埋立地	大字小川字汐入	18,151.22平方メートル
大字小川字汐入3773番2地先から字樋越3814番17地先まで公有水面埋立地	大字小川字樋越	23,339.24平方メートル
大字鯛ヶ島字野中1番2地先から20番11地先まで及び字中通136番29地先公有水面埋立地	大字鯛ヶ島字野中	18,002.78平方メートル
大字鯛ヶ島字野中20番11地先から字中通136番29地先まで公有水面埋立地	大字鯛ヶ島字中通	3,293.80平方メートル